令和２年度公益財団法人福島県体育協会

加盟競技団体へのアンチ・ドーピング啓発活動実施要項

１　目　　的　　ドーピングは、スポーツのフェアプレイ精神に反し、競技者の健康を損ね、薬物の習慣性から社会的な害を及ぼすばかりか、人々に夢や感動を与えるスポーツそのものの意義を失わせ、国民の健康的な生活や未来を担う青少年に対して悪影響を及ぼすものである。そこで、本協会スポーツ医・科学委員会と福島県スポーツファーマシスト協会の協力のもと、アンチ・ドーピングに関する啓発活動を実施し、アスリートをはじめスポーツに関わる全ての方にアンチ・ドーピング活動について正しく理解してもらうことを目的とする。

２　主　　催　　公益財団法人福島県体育協会

３　期　　間　　令和２年７月上旬～令和３年２月中旬

４　実施内容　（１）令和２年度中に全４１競技団体は、アンチ・ドーピング研修会を実施し

「実施報告書」を令和3年2月下旬までに提出する。

　　　　　　　（２）アンチ・ドーピングの意識が低い少年種別を中心に研修会を実施する。

　　　　　　　（３）選手を対象とした講習会が実施できない場合は、役員や指導者を対象とし

た講習会に代えてもよい。

* 今年度は新型コロナウイルス感染拡大等の社会状況を踏まえ、場合によっては中止や延期の対応をする。

５　実施方法　（１）各加盟競技団体の強化合宿、大会等の余暇時間等を活用して実施する。

　　　　　　　　（２）スポーツファーマシスト（講師）を派遣して実施するか、各競技団体が独自で研修会を実施するかを決めて行う。

６　スポーツファーマシストを派遣する場合の手順

（１）各競技団体から電話で本協会へ申し込む。

　　　　　　　（２）本協会担当が福島県スポーツファーマシスト協会と日程調整を行う。

（３）講師は県内在住のJADA公認スポーツファーマシスト

（４）調整状況を伝え、各競技団体は講師派遣依頼書を提出する。〈様式１〉

（５）派遣に係る経費を本協会が負担する。

７　実施報告　（１）講師を派遣して実施する場合は、上記「６：スポーツファーマシストを派

遣する場合の手順」に沿って手続きし、研修会実施後、＜様式２＞実績報

告書を提出する。

　　　　　　 （２）競技団体が独自で実施した場合は、＜様式３＞実施報告書をＦＡＸにて提

出する。

8　問合せ先　　公益財団法人福島県体育協会　生涯スポーツ係

〒９６０－８０４３

　　　　　　　 福島市中町８番２号　福島県自治会館６階

　　　　　　　 E-Mail abe\_yoshito\_01@pref.fukushima.lg.jp

　　　　　　　 ＴＥＬ　０２４－５２１－７８９６　　ＦＡＸ　０２４－５２１－７９７１